

April 2008

中華人民共和国（「中国」）における商標

登録商標の使用と保持

マーキング

現行の法律では商標登録者は、中国内で使われている登録された商標を有する商品、もしくはこれらの商品の宣伝のために、4文字の漢字「注册商标」（「商標登録」を意味する）、（注）、もしくは®のシンボルを使う権利があります。商標登録は登録された商標の右上、もしくは右下に表示されます。

登録された商標に手を加えて商標登録マークを表示して使用することは多額の罰金の対象となります。

使用・不使用

商標は、登録された通りの形で最低三年に一回使用されなければなりません。使用とは、商品もしくはサービスに実際に使われること、宣伝、展示、または商用文書に使われることをいいます。不使用、もしくは登録された商標に手を加えた形で使用することは、登録の抹消に繋がる可能性があります。現行では、中国商標局（“TMO”）は、商業目的以外の宣伝を使用の実績と認めていません。

商標ライセンス規約

認可者は登録された商標のライセンスを、必要な商標ライセンス規約に署名した日から三ヶ月以内にTMOに届出なければなりません。このライセンス有効期間は商標登録の有効期間を超えてはなりません。もしも実際のライセンス期間が現行の商標登録の有効期限を超える場合は、商標登録の更新の際に新たなライセンス届出申請をする必要があります。私たちは届出手続きのお手伝いをすることができます。

登録後の変更・譲渡

所有者の名前や住所、もしくは譲渡などの方法による所有者の変更があった場合、変更事項をTMOに登録する事が義務付けられています。遵守しないと、TMOによって該当する商標の登録が抹消される可能性があります。

www.bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
100-0014
東京都千代田区永田町2丁目13-10
ブルデンシャルタワー

This may qualify as “Attorney Advertising” requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee a similar outcome.

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

東京青山・青木・狛法律事務所 ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベッカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。

2008 Baker & McKenzie
© All rights reserved.